

入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

No	業種	質問	回答
1	共通	入札参加資格の有効期間はいつまでですか。	有効期間は、令和6年4月1日～令和8年3月31日の2年間です。 那覇港管理組合が発注する建設工事及び委託業務の競争入札に参加するためには、入札参加資格登録している必要があります。
2	共通	対象は、全業者ですか。	入札参加資格を有する建設業・コンサルタント業の事業者が対象です。
3	共通	登録番号について、前回登録しなかった場合は新規の扱いとなりますか。	以前に那覇港管理組合で登録したことがある場合は、その時の登録番号で申請をしてください。
4	共通	申請書類は、どのように提出しますか。	原則、郵送してください。 やむを得ない場合は持参も可能ですが、その場合でも、その場で受付手続き等は行わず、申請書類を預かるのみの対応となります。
5	共通	申請期間は、いつからいつまでですか。	令和5年11月20日(月)～令和5年12月15日(金)※必着 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 平準化のため、登録番号順に指定日を設けています。なるべく指定された日に到着するよう、ご協力をお願いします。
6	共通	書類の受領について、どのように確認できますか。	申請書(副) (コンサルは業者カード(副)) に受付印を押印して返送しますので、そちらでご確認ください。 なお、電話による受領確認は行いませんので、ご了承ください。
7	共通	登録番号により申請期間が定められているが、複数業者分をまとめて申請する場合、当該期日に関わらずまとめて申請してよいでしょうか。	問題ありません。 ただし、期間の最初と最後は混み合うことが予想されるので、なるべく避けてください。
8	共通	やむを得ず申請書類を持参する場合、時間帯の指定はありますか。	持参する場合は、9:00～16:00 (12:00～13:00を除く) に提出してください。
9	共通	申請書類等は、どこで入手できますか。	那覇港管理組合ホームページ ( <a href="https://nahaport.jp/">https://nahaport.jp/</a> ) の「事業者向け情報」の「入札・契約・公募」のページからダウンロードしてください。 当組合にて、紙での配付はしていません。
10	共通	提出書類は原本ですか。	印鑑証明書は、原本を提出して下さい。 それ以外は、内容が確認できれば、写しでもかまいません。
11	共通	納税証明書等について、支払期限が未到達のもので未納の記載がある場合は問題ないでしょうか。	支払期限が未到達のものについては問題ありません。

入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

No	業種	質問	回答
12	共通	印鑑証明書や商業登記簿謄本について、R5.9.1以降の発行であれば、申請時点で3ヶ月を経過していても問題ないでしょうか。	問題ありません。
13	共通	インデックスについて、貼付するのは該当する項目のみでよいでしょうか。	そのとおりです。 また、インデックスは合紙に貼付してください。
14	共通	インデックスについて、色の指定はありますか。	インデックスの色の指定はありません。 ※ <b>ファイルについては、色の指定があります</b> のでご注意ください。
15	共通	行政書士等により複数の業者についてまとめて申請する場合、CD-Rに保存するデータはまとめてよいでしょうか。	CD-R内に、業者ごとのフォルダを作成し、業者ごとにデータが確認できる状態であれば可能です。 なおその場合は、CD-Rに登録番号(新規の場合は商号名)ではなく、作成者(行政書士事務所名等)を記載してください。
16	共通	行政書士等により複数の業者についてまとめて申請する場合、申請書類等をまとめて郵送することは可能ですか。	業者ごとに申請書類等を封筒に入れて、それを箱等にまとめて郵送することは可能です。
17	共通	No1「申請書データ」について、エクセルがうまく表示されなかったり、保存等のボタンがうまく反応しないが、どうしたらよいでしょうか。	EXCELのマクロの設定を「全てのマクロを有効にする」に変更してから、操作するようにしてください。
18	共通	No1「申請書データ」における日付の入力について、2020/06/30と入力すると平成表記になりますが、問題ないでしょうか。	問題ありません。
19	共通	No8「商業登記簿謄本」(コンサルはNo3)について、履歴事項全部証明書と現在事項証明書のどちらを提出したらよいでしょうか。	<b>履歴事項証明書</b> を提出してください。
20	共通	No12「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(写)」について、金額は見えないようにしてよいでしょうか。	問題ありません。
21	共通	No12「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(写)」について、通知後の入社及び退社がある場合どうすればよいでしょうか。	入社については、被保険者資格取得届出書を提出してください。 退社については、見え消ししてください。
22	共通	No12「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(写)」について、後期高齢者で提出できない場合どうすればよいでしょうか。	賃金台帳 (R5.8月～直近の給料まで) 及び後期高齢者医療被保険者証の写しを提出してください。

入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

No	業種	質問	回答
23	共通	No12「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(写)」について、後期高齢者の場合、賃金台帳及び後期高齢者医療被保険者証の写しの提出となっているが、当該後期高齢者が役員で賃金台帳を提出できない場合、どうすればよいでしょうか。	後期高齢者医療被保険者証の写しの余白に、令和5年9月1日以前から雇用している旨記載して提出してください。
24	共通	No14「健康保険・厚生年金保険(加入・納入)証明書」について、何年分の証明が必要でしょうか。	直近1年分です。
25	共通	No17「国税納税証明(法人税・消費税等)」(コンサルはNo15)について、指定の様式がありますか。	法人事業者の場合は、様式「その3の3」です(年度の指定なし)。 個人事業者の場合は、様式「その3の2」です。 なお未納がないことが分かれば、他の様式も可能です。
26	共通	No18「県税納税証明(法人事業税・法人県民税/個人は個人事業税)」(コンサルはNo16)について、何年分の証明が必要ですか。	それぞれ1期分の証明が必要です。 また未納がないことが分かれば様式は問いません。
27	工事	No3「R6・7那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査申請書」の雇用の規模について、対象を教えてください。	雇用の規模は、常用雇用の従業員数(代表者含む)とします。 令和5年9月1日以前から引き続き基準日(R5.11.20)まで雇用されている職員の数を記入して下さい。(No.12の標準報酬決定通知書等(写)でカウントする人数と一致させてください。)
28	工事	No3「R6・7那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査申請書」の雇用の規模について、標準報酬決定通知書の人数と一致とあるが、後期高齢者で標準報酬決定通知書がない場合はどのようにすればよいでしょうか。	雇用の規模について、標準報酬決定通知と後期高齢者医療被保険者証の合計と一致させてください。
29	工事	No3「R6・7那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査申請書」について、指定給水装置工事業者の認定がない場合、水道施設工事業の申請はできないのでしょうか。	水道施設工事業を申請する場合は、那覇市又は浦添市の指定給水装置工事業者の認定が必要です。 なお、R1.10.1から有効期限が設けられていますので、有効期限に注意してください。
30	工事	No4「R6・7技術職員有資格者名簿」における資格について、記入する資格の制限はありますか。	No.4「R6・7技術職員有資格者名簿」に記入する技術者の資格については、「有資格区分コード表」に従って記入して下さい。 なお、1人の技術者が同じ区分の資格の場合、区分内で上部に記載されている資格のみ記載してください。
31	工事	No4「R6・7技術職員有資格者名簿」について、複数企業に属している方を記載してよいでしょうか。	記載しないでください。

入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

No	業種	質問	回答
32	工事	No5「建設業許可通知書(写)又は証明書」について、許可の期間が異なる場合、申請書への記入は、どうしたらよいでしょうか。	申請業種の中で、最も許可日が古い方の日付を記入してください。
33	工事	No6「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)」について、現在手続き中ですが、どうすればよいでしょうか。	申請日時点で有効かつ直近のものを提出してください。
34	工事	No10「工事経歴書」について、年度報告、経営審査で提出したものを提出してよいでしょうか。	年度報告、経営審査で提出したものを提出しても問題ありません。 また直近分が含まれない場合は、直近分を追加して提出しても問題ありません。 なお民間工事も対象とします。
35	工事	No11「No4の技術職員の資格を証する書類」について、監理技術者証の添付が必要でしょうか。	監理技術者資格者証の添付は不要です。
36	工事	格付の対象は、格付5業種を申請する全ての業者でしょうか。	県外業者については、格付を行いません。
37	工事	No3「R6・7那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査申請書」について、格付5業種 <u>以外</u> のみを申請する場合は、常用雇用障害者の数等入力しなくてよいでしょうか。	格付5業種以外のみを申請する場合は、次の項目は入力を省略することが可能です。 ・常用雇用障害者の数 ・雇用の規模 ・ISO9001認証取得の有無 ・ISO14001認証取得の有無 ・エコアクション21認証取得の有無
38	工事	No12「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(写)」について、格付5業種 <u>以外</u> のみを申請する場合は、添付しなくてもよいでしょうか。	格付5業種以外のみを申請する場合は、No12「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(写)」を添付しなくても構いません。 ※コンサルについては、全業者添付が必要ですので、ご注意ください。
39	工事	登記簿の本店の住所と建設業法に基づく主たる営業所の住所が異なる場合、申請書等にはどちらを記載すればよいでしょうか。	建設業法に基づく主たる営業所の住所を記載してください。 なおその場合は、当該住所が確認できるように、建設業許可申請書の写しをご提出ください。(No8の登記簿の後ろに添付してください。)
40	工事	No3「R6・7那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査申請書」の雇用の規模について、複数会社から報酬を受けている者は、対象になりますか。	複数での申請可能性が生じるため、対象になりません。
41	工事	No12「健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等(写)」について、申請企業の職員数が50人を超える場合、全員分提出する必要がありますか。	雇用の規模における加点上限の人数は50人ですので、50人分の標準報酬決定通知書等をご提出いただければ構いません。 ※コンサルについては、全員分の提出が必要ですので、ご注意ください。

入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

No	業種	質問	回答
42	コンサル	No5「R6・7業者カード」の総職員数について、対象を教えてください。	<p>総職員数は、常用雇用の従業員数（代表者含む）とします。</p> <p>令和5年9月1日以前から引き続き基準日(R5.11.20)まで雇用されている職員の数を入力して下さい。（No.12の標準報酬決定通知書等(写)でカウントする人数と一致させてください。）</p>
43	コンサル	No6「経営規模等総括表」の測量等実績高について、どのように記載すればよいでしょうか。	<p>測量等実績高について、直前2年の決算額及びその平均実績高を希望する業種ごとに記入して下さい。</p> <p>また、直前2年の年間平均実績高を記入するにあたり、決算期を変更したため24カ月分に満たない場合の年間平均実績高は、次の例のように算出して下さい。</p> <p>なお、決算が一期分しかない場合は、当該一期分の半分が二期分の平均実績高になります。</p> <p>(例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●直前2年の実績の算式</p> <math display="block">A \text{ の受注金額} + B \text{ の受注金額} + \left( C \text{ の受注金額} \times \frac{24 \text{ カ月} - (A \text{ の月数} + B \text{ の月数})}{12 \text{ カ月} (C \text{ の月数})} \right)</math> <p>直前2年の平均実績高 = 直前2年の実績 ÷ 2 (税抜き、千円未満切り捨て)</p> </div> <p>なお、上記例の場合は、様式2「測量等実績高」の直前第1年度分決算はA(4カ月)を記入し、直前第2年度分決算はB(12カ月) + (Cの受注金額 × …)の実績とその決算期間(CからBまでの期間)を記入します。</p>
44	コンサル	No7「測量等実績調書」について、業種ごとに作成してよいでしょうか。	<p>申請業種ごとに分けて作成してください。</p> <p>また沖縄県に提出したものをコピーしても構いません。</p>

入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

No	業種	質問	回答
45	コンサル	No9「登録証明関係書類(写)」について、どのようなものを提出する必要がありますか。	以下の営業に関し、法律等に基づく登録の証明書を提出してください。 (申請する業種のみ) ①測量：測量業者登録証明書 ②建築：建築士事務所登録証明書 ③土木：建設コンサルタント登録証明書 ④地質：地質調査業者登録証明書 ⑤補償：補償コンサルタント登録証明書 ⑥補償：土地家屋調査士登録証明書 ⑦補償(不動産鑑定)：不動産鑑定業者登録証明書 ⑧調査：計量証明事業者登録証明書 ※①～⑧以外の登録については不要です。
46	コンサル	No.10「R6・7技術職員有資格者名簿」における資格について、記入する資格の制限はありますか。	No.10「R6・7技術職員有資格者名簿」に記入する技術者の資格については、「有資格区分コード表」に従って記入して下さい。 またNo.5「業者カード」に記入する技術者（保有資格）数についても、「有資格区分コード表」に従って記入して下さい。 なお、1人の技術者が、1及び2級（建築士等）、士及び士補（測量士等）のように、等級の異なる同一資格を保有している場合には、上位の資格のみ記載して下さい。 ※「設備設計一級建築士」や「構造設計一級建築士」を記入する場合は、「一級建築士」も記載して下さい。
47	コンサル	No10「R6・7技術職員有資格者名簿」について、複数企業に属している方を記載してよいでしょうか。	記載しないでください。
48	コンサル	No.11「技術職員の資格を証する書類(写)」について、試験の合格証明書を提出すればよいでしょうか。	試験に合格した後登録を要する資格については、該当する登録証等の写しを添付してください。（更新切れ等、有効期限に注意してください） 例) RCCM：「登録証」の写し 設備設計一級建築士及び構造設計一級建築士：「建築士証」の写し



入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

No	業種	質問	回答
49	コンサル	No11「No10の技術職員の資格を証する書類」について、公共用地取得実務経験者の確認資料は、何を提出すればよいでしょうか。	<p>以下に示す証明書をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明内容として、実務経験の勤務先及び勤務期間を記載し、当該内容に相違ないことを証明するものとしてください。</li> <li>・証明者は、実務経験の勤務先もしくは現在の勤務先（今回組合に申請を出される業者）のいずれかのものとします。</li> </ul> <p>※証明書の様式は任意です。</p>
50	工事	No13「労働保険証明書」について、労働局からの労働保険証明書の交付が廃止になったため、確認資料は何を提出すればよいでしょうか。	<p>令和4年3月1日から労働局の労働保険証明書の交付が廃止となったため、「労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの(写し可)」を提出してください。なお、加入している労働保険事務組合において納付証明書の交付は可能です。</p>